



オミクロン株の急激な感染拡大 及び 重症化しにくいという特性を踏まえ、**濃厚接触者の自宅待機期間が変更されました。**7月22日（金）の報道を受け、7月25日（月）夜、文部科学省・東京都教育庁都立学校教育推進課・東京都保健福祉局等から様々な通知が学校に届きました。夏季休業中ですが、通知の一部を御紹介します。御家庭での健康観察及び感染対策の参考にしてください。（一部抜粋・色付き文字等一部改変）

4 教学健第294号

令和4年7月25日

各都立学校長殿

都立学校教育部長

村西 紀章

都立学校における濃厚接触候補者の特定及びPCR検査の実施について（通知）

このたび、福祉保健局感染症対策部から発出された令和4年7月22日付事務連絡「オミクロン株の特徴を踏まえた今後の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」の連絡があり、下記のとおり、取扱いが変更となりました。

1 主な変更点

- (2) 中学校・高等学校・特別支援学校・小学校において感染者が発生した場合の濃厚接触者の待機期間は、**当該感染者の発症日又は当該感染者の発症等により感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目として、これまで7日間（8日目解除）としていたものを5日間（6日目解除）とする。**なお、抗原定性検査キットにより2日目と3日目に検査を行い、陰性が確認された場合には、3日目から待機を解除することを可能とする。また、この場合における解除の判断を個別に保健所に確認することは要しない。

【教育庁総務部長宛「オミクロン株の特徴を踏まえた今後の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」の「別紙」 ※詳細に記載されている部分を抜粋】

保健福祉局感染症対策部長

東京都において実施するオミクロン株の特徴を踏まえた濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施方法について

1 感染者の発生場所・発生状況毎の濃厚接触者の特定と行動制限について

- (2) ハイリスク施設で感染者が発生した場合

ア 陽性者発生時の報告について

施設内で陽性者が1名判明した時点で、発生届とは別に、保健所や区市町村主管部署等の関係部署に対し、各施設等から報告を実施する。

イ 積極的疫学調査及び濃厚接触者の特定について

保健所において調査を実施の上、濃厚接触者を特定する。調査の実施方法については、必要に応じて訪問するなど、地域の実情に応じ、保健所と施設が連携の上、効率的・効果的な対応を行うことを

可能とする。

ウ 濃厚接触者の行動制限について

濃厚接触者については、5日間の健康観察・行動制限を実施する（6日目解除）。当該濃厚接触者については、2日目及び3日目に実施した抗原定性検査キットによる自費検査の陰性結果をもって3日目に待機解除が可能である。また、この場合における解除の判断を個別に保健所に確認することは要しない。ただし、いずれの場合も7日間が経過するまでは、ハイリスク者との接触やハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクを着用すること等の感染対策を求めるものとする。

【本校での対応】濃厚接触者の自宅待機期間の変更

現在は夏季休業中のため、上記の通知を受け、教職員が濃厚接触者となった場合には、自宅待機期間を既に5日間に短縮しています。このあと2学期開始までに新たな通知がなければ、この通知に基づき、**学園生・教職員とも、濃厚接触者の自宅待機期間は5日間となります。**御理解・御協力をお願いいたします。

【予告】次号の発行時期について

「健光の橋 64号」（次号）は8月中旬発行を予定しています。感染状況をみながら、2学期以降の学校行事を含む学校生活についての見通しをお知らせします。また8月25日以降に、各御家庭に担任から健康状態等の聞き取りのためのお電話を入れさせていただきます。なるべく正確な情報を収集し、「健光の橋 65号」（速報号）として、学園生の感染状況をお知らせできるよう準備を進めていきます。御協力をお願いいたします。

お 願 い

夏季休業中に陽性が判明した場合も、感染対策用の公用携帯電話に速やかに御連絡ください。

- ・ 平日8:30~17:00 学校代表電話(3323-8421)で副校長をお呼び出してください。
※ 8/8(月)・9(火)・10(水)・12(金) は学校閉庁日のため、公用携帯電話にお願いします。
- ・ 上記時間帯以外 感染対策用の公用携帯電話へお願いします。（朝・夜間・土日也可）

副校長	石川 拓	080-4072-6779
	吉平竜太郎	080-4072-6489
	藤嶋 奈美	080-4072-6207

【担当】 東京都立光明学園
副校長：石川 拓
主幹教諭：伊丹真紀